

総務文教常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成28年9月12日(月)午前10時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	前島 広紀 君	副委員長	平原 志保 君
委員	新橋 実 君	委員	常盤 信一 君
委員	岡村 一二三 君	委員	池田 守 君
委員	今吉 歳晴 君	委員	宮内 博 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 傍聴議員の出席は次のとおりである。

議員 植山 利博 君

6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

教育部長	花堂 誠 君	教育総務課長	本村 成明 君
教育政策G長	山口 清行 君	教育施設G長	末永 明弘 君
教育施設G主査	福盛 忍 君	教育施設G主任主事	有枝 隼人 君
教育施設G主任主事	有野 哲平 君	学校給食課長	北井上 真悟 君
学校給食管理G長	黒田 輝昭 君	学校給食管理G主任主事	高 秀和 君
国分中央高校事務長	山下 広行 君	管理G長	福永 清美 君
生涯学習課長	西 潤一 君	課長補佐	今村 靖 君
主幹	石神 修 君		
選挙管理委員会事務局長	松下 昭典 君	主幹兼選挙G長	久木元 直仁 君
選挙管理G主任主事	西 俊寛 君		

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 徳留 要一 君

8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第56号 霧島市議会議員及び霧島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

議案第57号 霧島市公民館運営審議会に関する条例の一部改正について

議案第59号 請負契約の締結（H28 国分中央高等学校屋内運動場建築工事）について

議案第60号 請負契約の締結（H28 宮内小学校校舎増築ほか建築工事）について

議案第61号 請負契約の締結（H28 国分学校給食センター建設建築工事）について

議案第62号 財産の取得について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前10時00分」

○委員長（前島広紀君）

ただいまから、総務文教常任委員会を開会します。本日は、去る9月6日の本会議で当委員会に付託されました、議案6件についての審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づいて進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

△ 議案第56号 霧島市議会議員及び霧島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

それでは、ただいまから審査に入ります。まず、議案第56号、霧島市議会議員及び霧島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてを審査します。執行部の説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（松下昭典君）

議案第56号、霧島市議会議員及び霧島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正につきまして、御説明いたします。提案理由といたしましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が平成28年4月8日から施行されたことに伴いまして、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたため、本市もこれに準じて当該限度額について、本条例の所要の改正をしようとするものであります。公職選挙法施行令で規定する公営費の単価につきましては、国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律や人件費、物価の変動等を考慮して改正されますが、今回の改正では、選挙運動用自動車の借入経費と燃料購入経費、ポスター作製に係る経費の単価改正が行われたものであります。条例改正の内容を具体的に申し上げます。新旧対照表の3ページをお開きください。同条例の第4条では、選挙運動用自動車の使用における公費の支払いについて規定しておりますが、第2項のアにおける自動車借入契約いわゆる自動車レンタル料の1日当たりの借入金額の限度額を15,300円から15,800円に、第2項のイにおける燃料供給契約に基づく1日当たり燃料代金の限度額を7,350円から7,560円に、それぞれ引き上げしようとするものであります。次に、第13条では、選挙運動用ポスターの作成における公費の支払いについて規定しておりますが、選挙運動用ポスターの作成における1枚当たりの作成単価の限度額を、510円48銭から525円6銭に引き上げしようとするものであります。以上が今回の条例改正の具体的内容であります。改正後の条例の規定により適用される選挙につきましては、平成29年11月26日に任期満了を迎える霧島市議会議員選挙及び霧島市長選挙を想定いたしております。御審議方、よろしく御願い申し上げます。

○委員長（前島広紀君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

何点かですねお尋ねをしたいと思います。今回は車借上げ料と燃料代、ポスター作成費ということとありますけど、特にその車の借りに関する部分について少しお聴きをしておきたいと思っております。まず、合併前の旧国分市、その他の6町ではどういう形で車が使われていたのかということについてお聴きをしたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（松下昭典君）

自動車借入につきましては一般的に市に基づく契約、市のほうでは条例化されていたというふう把握いたしております。町ベースではこういう制度は取ってなかったのかなと、ですので今回改正されましたのは車の借入れ経費でございます。この公選法の改正による公営に関する条項等につきましては、まずは平成元年に1回目の公営に関する公職選挙法で基づきまして地方選挙における

選挙公営が拡大されたということで、国分市がその旨で適用していたのだらうと思います。今回合併になりまして1回目の市議会議員、市長選挙の時からこの制度を適用させて現在に至っているという状況になると思います。

○委員（宮内 博君）

確かに旧国分市には条例があったということですが旧6町についてはですね、そういう公費負担の制度というのはなかったわけですね、それで車についての件でありますので車の使用できる車の違い、いわゆる旧6町のときと旧国分のときとですね、そこのところは今と同じような規定で運営をされていたのですかね。

○選挙管理委員会事務局長（松下昭典君）

車について本日は準備しておりません。法令によると市の選挙と市町村の選挙、使用できる車について規定してございます。合併時に統一されたという考えにならうかと思えます。

○委員長（前島広紀君）

わかる方が答えてください。

○選挙管理委員会事務局長（松下昭典君）

市の選挙においては、乗車定員4人以上10人以下の小型自動車と、その辺の規定があります。町村の選挙においては乗車定員4人以上10人以下の小型自動車、まず一つ同じだらうと思えます。次に市の選挙においては4輪駆動式の自動車で車両重量2t以下のもの、町村も同じでございます。市では乗用定員10人以下の乗用自動車であ、イに該当しないということで小型自動車と4輪駆動式の該当しないものを認めている。町村の選挙においては小型貨物自動車及び軽貨物自動車と、市と町の差というのは小型貨物自動車及び軽貨物自動車については町村の選挙では認められているけれども市の選挙において認められていないという差があります。

○委員（宮内 博君）

まあ、確かにそうですよね、町議会議員選挙の場合は軽の貨物自動車、軽トラックとかですね、そういうものも認められる。ところが市議会議員選挙になるとそれは乗用でないといふので、公職選挙法の第141条の中に出てくるんですけど、今まで霧島市の選挙を3回体験しているわけですね、それで過去2回の選挙ではですね使用が可能であった、乗用タイプの貨物車、いわゆる箱バンですね、この車にも公費負担で燃料代が支給されるということがあったんですけど前回の選挙ではそれが厳しく制限されて、従来の過去2回の選挙のときには利用できたものが3年前の選挙では利用できなかったという例があったんですね、そしてその警察に届けに行くときに警察署からだめですよ、ということで突き返された方が何人かいたということは御存じですよ。

○選挙管理委員会事務局長（松下昭典君）

申し訳ありません。そちらの警察署から突き返されたというお話については、私どもは引き継ぎ的にもお聞きしていないところでございました。

○委員（宮内 博君）

私は事前に承知していましたので突き返されませんでしたけれども、結局、自分の持っている車は使えなかったですね、それで複数そういう方がいらっしまったということでお聞きをしております。なぜ、過去2回は使うことができたのに同じ霧島市市議会議員選挙で、今回は使えなかったのかということで、結局レンタカーあるいは友達の家、修理工場の車等を借りなければならなくて、本来ならば自分の車でできれば自分の車なので公費負担はいらぬわけですよ、もちろん燃料代は請求ができますけど、そういうことで使わなくてもいい税金をですね使わざるを得なかったと、このことがあったわけです。それはその確かに公職選挙法第141条の6、そして施行令の190条の3のところでも事務局長おっしゃったような規定がされているということはあるんだけど、合併したまちですので、それぞれ旧町のときに使っていた車をまだ持っている人たちっていうのはいるわけですよ、そういうのが柔軟に対応できなかったのかなということも思ったんですけど、ほかのところの19市のすべてで、それが厳格にやられているのかということについてはすべて調べたわけではないです

けれど例えば始良市や垂水市だとかですね、そういうところでは柔軟に運用しているんですよ。いわゆる4ナンバーの箱バンタイプの車も市会議員の選挙として使えるという形で対応してわけですから、そういう意味では税金の節約にもなります。もっと対応ができるのではないのかなというふうに思ったんですけど、その辺を検討したことはないですか。

○選挙管理委員会事務局長（松下昭典君）

この御質問の件について、異動でまいったときに決算委員会か予算委員会のどちらかだったと思いますが、尋ねがあって私はその旨でお伺いしておりましたので県の事務局長会がある場合に質問事項として各市にお問い合わせさせていただいた記憶がございます。各市の対応的には市のほうで事前に選挙カーの番号や種類とか確認をする手立てがない。また、積載物の確認とか警察署のほうでされると思いますが、そのときにさせていただいておりますということが各市の状況でございました。最終的に公営費の請求がくるときにこういった車の使用とか番号とか契約されていらっしやいますんで、その場面でしか確認をすると手立てがなかったというようなことを各市の状況からお聴きしているところですが、それを実際認めていらっしやったというお話は各市からお聞きしていないところではございましたので、その事実関係はどうだったかということとは分からないところですが、状況はもう一回、各市には問合せさせていただいて、確認はさせていただきたいなと思います。

○委員（宮内 博君）

これは私どもの立候補説明会の時に候補者のところに配られたものですね、県の厚生部が作っています。恐らく、同じものを19市すべてが同じものを使っているだろうと思うんですけど、それで厳格にやっていると柔軟にしているところとの違いというのがあるものですからね、どうも不思議なことなんだと思うわけですね、合併という特殊な事情によっての生まれた霧島市でありますのでそういうところでは、考え方によっては過去2回の市議会議員選挙では少しゆるやかにしましたよと、もう8年過ぎたら厳格にしないといけないよという内部の打合せがあつて、そんなふうにしたのかなと思わないでもないですが、ただそこのところを選挙管理委員会のほうで取り組みをやったんだということが聴けるのではないかと思って質問したのですが、ありませんでしたので厳格に言えば法律では決まりになっているけれども、この法律そのものが作られた時代には、いわゆる箱バンと言われるような型式の貨物自動車というのは存在しなかつただろうと、トラックと言えば荷台がついている外に解放されているものが一般的だったということで、この法律の中にも開放されたものは駄目ですよというのわざわざ書いてあるようなところから見るとそんなふうに思ったりするんですけども、そこのところ、ぜひ必要であれば国のほうに時代に合っていない法律になっているのではないかということでも求めなきゃいけないようなものではないのかなというふうに思いましたんで、質問をさせていただいたということです。

○選挙管理委員会事務局長（松下昭典君）

今、おっしゃる通りだろうと思います。私ども、鹿児島県内の各市であつたり、鹿児島県、九州、全国レベルの組織まで持っておりますんで、その旨の選挙用自動車の取り扱いがあまりにも複雑すぎるという形でその辺を改正できないかということで国のほうへ要望をいたしております。そういうことで今のところはその現行法において規定どおり動かざるえないということがございますけれども、そういった形で要望事項を重ねておりますんで国のほうも検討していただけるものだろうという形で考えております。

○委員（新橋 実君）

この燃料供給の契約の関係ですけども、この選挙運動用の自動車に供給した燃料の代金というのがありますよね。これは確認ですけども選挙運動用の車というのは1台分ですよ。

○選挙管理委員会事務局長（松下昭典君）

今日、お配りしている一覧表の中にあると思いますけれども選挙運動用自動車に供給した燃料の代金と、これの単価改正を行ったということですが、ちょっとここに漏れているかもしれません。

1 のアのほうで対象とするのは同一の日については1台に限るとあるんですがこの部分についてと同じ考えということなので1台に限ることになると思います。

○委員（新橋 実君）

以前も7,350円といいますと四十何リッターになるかと思うんですけども、なかなかそこまで使う方はいらしゃらないと思うわけですけども、今回これが上がったわけですが単価も左右するわけですよ、そういうことでどうかと思うわけですけども実際にどれぐらい前回の選挙で一番使われた方でいらっしゃるのかですね、そこをちょっと確認だけ。

○選挙管理委員会事務局長（松下昭典君）

確かに7,560円を今ガソリン価格は120円で計算してみますと1日当たり630、そうしますと010km走りますと630キロ、1日当たり、そこまで使われる方はいらっしゃらないのかなと思っておりますが、前回の平成25年の選挙時におけます燃料代、限度額まで達した方は1名もいらっしゃいません。一番多い方で1日当たりの平均でいきますと4,700円程度と、そういう形になっているようでございます。当然その当時の燃料単価等も変動もありますので変わってくる可能性がございますが、平均的には、そういった数字が出ているようです。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時21分」

「再 開 午前10時22分」

△ 議案第57号 霧島市公民館運営審議会に関する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

休憩に引き続き会議を開きます。次に、議案第57号、霧島市公民館運営審議会に関する条例の一部改正についてを審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（花堂 誠君）

今定例会に提案いたしました、議案第57号、霧島市公民館運営審議会に関する条例の一部改正につきまして御説明いたします。公民館事業の運営に関しましてこれまで、旧1市6町各地区の公民館運営審議会において審議してまいりましたが、一体感を持てるよう霧島市全体の公民館運営審議会として再編するため、本条例の所要の改正をしようとするものであります。詳細につきましては、生涯学習課長がご説明いたしますので、御審議方をよろしく願いいたします。

○生涯学習課長（西 潤一君）

議案第57号、霧島市公民館運営審議会に関する条例の一部改正につきまして、御説明いたします。資料は、平成28年第3回霧島市議会定例会議案の6ページでございます。霧島市公民館運営審議会に関する条例（平成17年霧島市条例第33号）の一部を次のように改正しようとするものでございます。第2条第2項中「各公民館ごとに10人以内」を「15人以内」に改め、同条第3項を削るものでございます。理由といたしましては、旧1市6町が合併して、昨年で10周年を迎えました。これまで各方面において新市霧島市として、市民が一体感を持てるような様々な施策が行なわれてきてところでございます。そのような中、霧島市公民館運営審議会におきましても、これまで旧市町の区域

ごとに設置されている公民館運営審議会を一本化して、公民館講座をはじめとする霧島市全体の公民館事業について話し合える場として、広く市民が学び、集い、結び合うための霧島市公民館運営審議会として、これまで各地域の運営審議会において審議されてまいりました特色ある公民館事業に配慮しつつ、更なる進展を図ってまいります。以上のことから、本条例の所要の改正を行おうとするものでございます。なお、新旧対照表は4ページでございます。御審議のほどよろしくお願ひします。

○委員長（前島広紀君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

まず、確認をさせていただきたいと思いますが新旧対照表のところにあるんですが、各公民館ごとに10人以内というのを今回定数として15人以内にするということですよ、これでいきますと最大で70人可能なのかなというふうに思うのですが、その点を確認しておきます。

○生涯学習課長（西 潤一君）

委員おっしゃるとおりただいま各地区10名以内ということでございますので最大70名ということでございます。それを一本化しますと15名以内ということでございますけど、社会教育法によりまして、その委員の委嘱につきましては各方面から規定がございまして、それぞれその方面から委嘱しますと15名程度がふさわしいだろうということで15名としたところです。

○委員（宮内 博君）

市民の一体的な取組ができるようにということも今回の定数の改定の大きな狙いがあるということでもありますけれど、いわゆる今御答弁があったように社会教育法の中に明記をされている公民館という位置付けの議論になるわけですけど、この社会教育法に位置付けられている公民館と、そうではない公民館とのいわゆる使い分けというのか、明確化というのかですね、そのところがどんなふうにこれから先なされていくのかなというのを検討しているものがあれば出していただければというふうに思うんですけど、公民館の役割等について一定の社会教育法では制限をかけているわけですけど、それがどうもごちゃ混ぜになっている傾向というのがあるように感じるものだから、そのところちょっと気に掛かっています。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

委員が今御指摘のとおり公民館は社会教育法の第20条で、その市町村その一定地域内の住民のために実生活に則する教育学術及び文化に関する各種の事業を行いとその住民の教養の向上、健康の増進情操の純化図り生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするということで基本的には市町村が設置するとなっております。ただ、そのほか公民館として今の目的を達成するその公民館を設置しようとする一般社団法人、または一般財団法人も設置できるようになっています。委員がお尋ねの分についてはこの社会教育法に言ういわゆる、そのソフトの面、中でその社会教育活動するのと館ですね建物、そういった面で霧島市だけじゃないと思いますが、例えば地域のいわゆるコミュニティ施設ですね、あの公民館と呼ばれているもの、私の自治会にありますけれども、そういったもののほとんどが自分たちで費用を出し合ってますね、館としてその中でいろんな話し合い活動やいろんな行事等を行うということだと思います。御提案申し上げております、いわゆる条例公民館は社会教育法に基づく公民館だと考えております。ただそういう地域にあるコミュニティの施設としての公民館については、管轄は市長部局の共生協働推進課のほうになると思います。我々といたしましても条例公民館がやはり地域に適正に数があるのかそういったものも議論をしながら条例公民館の在り方については考えております。そういったことから例えばその条例公民館を整理するとなった場合には先ほど委員からお尋ねがあった、いわゆる地域のコミュニティのための施設、館としての公民館、そういったすみ分けをしていかないといけないと思っております。ちょうど今その議論を進めているところでございます。

○委員（宮内 博君）

15人以内になるということで随分、人数的に絞られてくるわけですがけれども、とは言ってもやはり旧1市6町の中から少なくとも複数といいますか、あるいはその可能な限り人数を選んでその地域の特性等も反映できるというような形で議論ができるような工夫というのが必要であろうと思うんですけども今回のこの提案に当たってそのことはどのような議論をなさっていますか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

平成27年度から各地区の公民館運営審議会のほうに市としてはこういう考えがあるんですがということで意見聴取を行なっております。そういった中で国分、霧島、福山については特に反対意見はございませんでした。溝辺、横川、牧園については基本的にこの公民館運営審議会というものの役割というものの説明をお聴きになりまして、そういった説明をさせていただいた結果、そういうことであれば統合して例えば横川であれば統合されれば横川地区の実情がほかの委員に方々にも分かるのではないかと、そういった意見が出されて態勢としては、ほとんど賛同する方向の御意見を頂いたところです。特に隼人については早く全体の運営審議会を作ってほしいと推測しますと隼人については、先ほど申し上げました館とその中身の社会教育法に基づく公民館としての施設が昔から位置付けられてきておりましたのでそういう意見があったのではないかと思います。そういったことも併せまして15名の委員も各地区からバランスよくお願いしたいと考えております。

○委員（岡村一二三君）

ちょっとお尋ねしておきますが、市民が一体感を持てるような様々なということで、一本化をしようというのは意味がわかるんですけど例えば具体的に言いますと横川地区で公民館講座をやっています。その中で高齢者学級も入っています。横川地区は従来から車を運転できない人がいらっしやいましてバスで送迎していましたが合併後は、他の地区が自分たちで出てきてもらっているのでバスはまわせないという話がきました。なんとかそこを考慮して現在はバスをまわしてもらっています。そういったことで地域にはやはり特色がありますのでその辺は十分に分配慮した上で審議会で議論はされていくものなのか、それとも国分、隼人にはバスはまわしていないからもうしませんよと、ということになるのかここが一つ心配しているんですがその辺はどうなるのかお聞かせください。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

結論を申しますと基本的にはですね、今の各地区、霧島市民という一つの市民の方々の考え方としてはどの地区においてもそういう不便性があってはならない、公平公正に講座等は受けていただくというのが基本でございます。そういった現在のバスの送迎とかそういったものは崩す考えは持っておりません。例えば、保健福祉部でも岡村議員から御指摘も頂いたんですが健康検診とかですね、そういったものもやはり高齢化すればするほど特に山間部におきましては交通手段がなくなるということもありますので、そういったことは全体的に市でも考えていかなければならないと思っております。

○委員（新橋 実君）

これは確認なんですけども、以前牧園のほうで条例公民館を利用して議員と語ろかいを開いたことがあったわけなんですけども、そこで色々な意見が出ました。公民館を利用するとき公民館では会合はできるけれども飲食はできないということを言われたわけですね、ほかの国分とかのそういうところは各自治公民館で会合とか飲食ができるわけです。そういった場所の確保とかいうことが今回のこういう形なることなるが、現在はどのような状況か確認をします。

○生涯学習課長（西 潤一君）

ただ今、おっしゃいますようなことがあるわけでございますけれども、基本的には公民館におきまして飲み食いはできないというのが基本的なことでございます。というのがやっぱりその公民館活動において例えば運動会のあがりをしたいということで利用される分にはいいんでしょうけれども一つにはその裏側で民業を圧迫ということも考えられますので基本的には飲み食いは禁止している状況です。

○委員（新橋 実君）

公民館ではできないけれども例えばそういう場所がですよ、各地区に別の形で備わっていると理解していいですか。自治公民館のような形で公民館でも集会所でもいいのですけれど各地区にそういうものがあるのですかね。そのようなものが備わっていると理解していいですか。集会施設が。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

先ほど申し上げましたとおり、条例公民館というのは市が直接管理をしていく公民館でありまして、それから先ほどお尋ねだったいわゆる地域のコミュニティー施設としての館としての施設は各自治公民館と呼ばれているもの自治会の公民館と言われているものがあると思います。それについては共生協働推進課の管轄なんですけれども例えば私どもの自治公民館においては、そういうコミュニティー施設としての公民館はもう飲食自由にやっておりますので牧園地区もそういうものはどうなのですかね、条例公民館が牧園地区は幾つかありますのでそれ以外については、ちょっと把握をしていないところです。

○副委員長（平原志保君）

二点あるんですけれども、今回人数が変わりますよね、今までは各公民館ごとという言葉がついていますが次からはつかなくなるということで、委員がいなくなる地域も出てくる可能性はあるんですか。

○生涯学習課長（西 潤一君）

先ほど部長のほうからも答弁いたしました、その辺は15名の中で各地区から漏れなく1人委嘱するような形で考えているところでございます。

○副委員長（平原志保君）

そうすると1人以上というような言葉は入れておかなくて良かったのかなと思うんですけれども。

○生涯学習課長（西 潤一君）

今はそういう形で一つにするということですので必要かもしれませんが、これが十年後二十年後先になったときに果たしてどうなのかということがございますので各地区ということは省いているところでございます。

○副委員長（平原志保君）

あともう一点なんですけれども、これはここでお聞きすることかどうかはちょっと分からないんですが、自治公民館の公民館という言葉なんですけれども地域の公民館があったり条例公民館があったりということで同じ公民館という言葉を使いますが、この際なので名前を変えたほうがいいのではないかなとも思うんですけれども変える予定はないでしょうか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

教育委員会の公民館としては法に基づく公民館でございますので法が改正されない限りは公民館という名称を使わざるを得ない。ただ先ほど申し上げております地域のコミュニティー施設としての館については公民館と呼んだりいろいろな呼び方も各地区ではされていると思います。そういったものは各地区の呼び方というものもあるのではないかと思います。

○副委員長（平原志保君）

大きいほうの条例公民館のほうが全体的に地区の人だけではなく市民全体がよその公民館を使うことがあると思うので、そのときによそから来たときに迷った場所の一つなんです、公民館という名前を残すにしても愛称でもよいので、ここもシビックセンターと名前がありますけれども、各地域一つ一つ名前が付けてあれば地図上でも探したりとか電話番号で探すときに探しやすかったりとかあると思うんですけれどいかがでしょうか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

確かに法でいきますと公民館という形なんですけれども、やはり館としての愛称はあってもいいんじゃないかなとそこはまた、今回この改正を議決いただいていたあとのその公民館運営審議会、市全体の会議でもですね検討課題とさせていただきたいと思っております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時22分」

「再開 午前10時23分」

- △ 議案第59号 請負契約の締結について（H28 国分中央高等学校屋内運動場建築工事）
- 議案第60号 請負契約の締結について（H28 宮内小学校校舎増築ほか建築工事）
- 議案第60号 請負契約の締結について（H28 国分学校給食センター建設建築工事）
- 議案第62号 財産の取得について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、次に議案第59号請負契約の締結から議案第62号財産の取得まで一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

○教育部長（花堂 誠君）

議案第59号から議案第61号の請負契約の締結及び議案第62号の財産の取得について御説明いたします。まず、議案第59号は、「国分中央高等学校屋内運動場建設」について、議案第60号は、「宮内小学校校舎増築等」について、議案第61号は、上小川小学校隣接地に建設を予定しております「国分学校給食センター」について、それぞれ仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。次に、議案第62号は、（仮称）国分学校給食センター厨房機器一式を購入するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。ここで皆様方に御了承いただきたいと思っております。議案第61号につきましては、（仮称）を付けていない国分学校給食センターになっており議案第62号は（仮称）を付けた国分学校給食センターになっておりますが現実的には今回の議案をお認めいただいた後、給食センターが無事完成した後に関係する設置管理条例で新しい名称は提案させていただきます。どちらも（仮称）とするべきでございましたが建築のほうはもう既に国分学校給食センターという名称でしてまいりましたのでどうか御了承いただきたいと思っております。申し訳ございません。それでは詳細はそれぞれの主管課長が御説明申し上げますのでよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○教育総務課長（本村成明君）

議案第59号から61号までの請負契約の締結について、御説明いたします。まず、議案書の8ページをお開きください。議案第59号、H28国分中央高等学校屋内運動場建築工事につきましては、一般競争入札の総合評価方式で実施し、ヤマグチ・末重・今村・曾山・ダイサン特定建設工事共同企業体が、入札価格11億9,600万円、評価値「9.097」で落札いたしました。9ページを御覧ください。工期は、平成30年2月28日までとしております。なお、予算につきましては本年度当初予算で債務負担行為を設定いたしております。工事概要につきましては、鉄筋コンクリート造3階建て、延床面積は4,861㎡でございます。10ページを御覧ください。建設場所は、資料1全体配置図のとおり、校舎1号棟、2号棟の西側でございます。各階の平面図につきましては、11ページから13ページに、立面図につきましては、15ページから18ページに掲載しております。19ページを御覧ください。次

に、議案第60号、H28宮内小学校校舎増築ほか建築工事につきましては、一般競争入札の総合評価方式で実施し、安田・秋窪・末広特定建設工事共同企業体が、入札価格3億2,850万円、評価値「31.7504」で落札いたしました。20ページを御覧ください。工期は、平成29年10月31日までとしております。こちら、予算につきましては本年度当初予算で債務負担行為を設定いたしております。工事概要につきましては、鉄筋コンクリート造3階建て、増築部分の延床面積は1,433㎡でございます。一部既設校舎の改修等も含んでおります。21ページを御覧ください。増築校舎は、資料1全体配置図のとおり、既設の校舎と体育館の間に建設します。各階の平面図につきましては、22ページから24ページに、立面図につきましては、26ページに掲載しております。27ページを御覧ください。議案第61号、H28国分学校給食センター建設建築工事につきましては、一般競争入札の総合評価方式で実施し、小永吉・堀之内・ヤマシタ特定建設工事共同企業体が、入札価格3億300万円、評価値「35.6106」で落札いたしました。28ページを御覧ください。工期は、平成29年6月30日までとしております。こちら、予算につきましては本年度当初予算で債務負担行為を設定いたしております。工事概要につきましては、鉄骨造2階建て、延床面積は1690.22㎡でございます。29ページを御覧ください。建設場所は、資料1全体配置図のとおり、上小川小学校体育館、プールの西側隣接地でございます。各階の平面図につきましては、30ページから31ページに、立面図につきましては、33ページに掲載しております。以上、3件の工事につきまして、請負契約を締結しようとするものでございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○学校給食課長（北井上真悟君）

議案第62号、財産の取得につきまして御説明いたします。34ページをご覧ください。（仮称）国分学校給食センターの建設に伴い、運営に要する主要な厨房機器を購入するため、財産を取得しようとするものであります。取得の方法は、公募型プロポーザル方式による選定を実施した総合評価の結果に基づく随意契約によるもので、取得金額は、1億3,623万2,280円、取得の相手方は、鹿児島アイホー調理機株式会社でございます。機器の内訳等につきましては、35ページをご覧ください。以上で学校給食課関係の説明を終わります。

○委員長（前島広紀君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する議案4件の質疑を一括して行います。質疑の場合はまず、議案番号又は件名を先におっしゃってから発言してください。質疑はありませんか。

○委員（新橋 実君）

建築工事について3件ともですが評価値、これはどのようにになっているか中身を教えてください。

○教育総務課長（本村成明君）

加算点につきましてはこの総合評価方式で企業の施工能力、それから配置予定技術者の能力、地域貢献度、この地域貢献度につきましてはボランティア活動でありますとかその会社に消防団員が何人雇用されているかというような内訳もございましてこれを積み上げられて算出がなされております。評価値につきましては、ただ今申し上げましたそれぞれの評価点を入札金額で割りましてそれに定数を乗じたものを計算し評価値が算出されております。

○委員（新橋 実君）

国分中央高校ですが、ここに内山さんと豊明さんと市外業者が入っていますがここを指名した理由は何ですか。

○教育施設G長（末永明弘君）

入札の資格と致しまして鹿児島県内に本社本店を置き、霧島市入札参加資格建築一式工事を有しているもので直近で総合評価の総合評定値を950点以上あり平成23年度以降に完成した鉄筋コンクリート造、延床面積2,000㎡以上の工事を有する者というのを代表者の要件といたしておりますのでその要件にあった業者さんでJVを市内業者と含めて組んでいただいているというようなことになります。

○委員（新橋 実君）

だからですよ、それは県内にはたくさん業者はいるわけですが、なぜこの業者になったのですか。そこを詳しく教えてください。

○教育施設G長（末永明弘君）

市のほうで指名したわけではないので公募というか、業者のほうで4また5社という形のJV組んでくださいという形でこちらのほうでの告示を出していますので、豊明さんともう一つが市内業者と組まれたのは入札にその業者が参加するというこの業者さんからの意思だと考えております。

○委員（新橋 実君）

今、4または5社と言われましたが全て5社ではないですか。4社でもよかったですか。

○教育施設G長（末永明弘君）

4社または5社という形で告示しています。4社でも構わないです。

○委員（新橋 実君）

地元の企業4社でもよかったということですか。

○教育施設G長（末永明弘君）

代表者の要件にあった業者さんがどうしても1社入ってその中で4または5社という形になりますので市内業者さんで4社組まれてもその代表者の要件に合えば問題ございません。

○委員（新橋 実君）

それであれば全部地元でできたのではないかと思うんですが、18社を4で割ればJV四つはできるわけですよ、これは一般競争入札なのでJVが何社も集まってもいいわけなので、そこは問題なかったわけですよ。その辺はどうですか。

○教育総務課長（本村成明君）

今の構成員につきましては先ほど答弁申し上げたとおり4社または5社としておりますので、数は何社でもいいということにはならないと思います。それからこの国分中央高校につきましては、ほかの2件と違ひまして非常に規模が大きかったため共同企業体の代表者に掲げる要件に先ほどお答えしましたとおりに公告の中で鹿児島県内に本社本店を置き霧島市入札参加資格を有しているものということをやったところでございます。

○委員（新橋 実君）

先ほどから言いますように4社または5社のうちの霧島市内の業者でトップがその4社に該当する業者が何社あるのか、そこをお伺いします。

○教育施設G長（末永明弘君）

今回、JVとして出してきた4JVがあるんですけれども、代表者として要件を満たしているのはその残りの鎌田さん、山口さんが代表者として今、JVとして入ってきていますので、その2社は代表者としての要件は満たしております。

○委員（新橋 実君）

そこは、5社ですよ、4社でもよかったということですか。

○教育施設G長（末永明弘君）

4社でも構わないです。

○委員（新橋 実君）

宮内小学校のほうですけども、これは再入札になっているわけですよ、再入札になった原因というのはどういった形で考えてらっしゃいますか。

○教育総務課長（本村成明君）

原因というのは非常に難しいところではあるわけですが、建築工事につきましてはもう委員もよく御存じのとおり大規模な工事の場合には見積による工種が多数含まれますことや予定価格が事後公表になっていることがやはり原因になったのではないかというふうに考えているところでございます。

○委員（新橋 実君）

もちろん、三つともそうなんですけれどもこれだけが再入札なんです、だから再入札になった原因というのは、増築工事というのは単体と違って非常に厳しい状況もあると思うのですが、その辺の予算の配分とか厳しかったのではと思うんですけど、その辺についてはどうですか。一般質問でも話をしましたが、積算数量のほうも出されているような話も聞いたわけですがその辺はどうなんですか。

○教育施設G長（末永明弘君）

閲覧の段階で工事発注図面は全て、内訳書についても全ての内訳の細かい数量何百何十㎡という形のやつは数量としてはすべて閲覧として公表しております。

○委員（新橋 実君）

それであってもですね、やはり見積金額というのは設計事務所が出しているわけですからそれで差がつくわけですね、やはりそういったものを公表していかないとやっぱりこのような結果になるわけです。二回目以降でも実際この工事予定価格を下回ったのはこの業者しかいないわけです。あとは非常に高いわけですよ、いろんな問題あると思うんですけども非常に厳しい予算だったのではないかという話も聞くわけですからやっぱり、今後はそういった公開も必要と思うわけですからその辺についてちょっとお伺いします。

○教育総務課長（本村成明君）

予算につきましては当然、担当課が要求をし、そしてまた財政課のほうで予算査定というものが行われるわけでございます。私どもは予算査定があったそしてまた議会でお認めをいただいた予算額に基づいてしか設計ができないわけでございますのでそのところは精一杯努力をしているというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

最後に落札率の確認をそれぞれお願いします。

○教育総務課長（本村成明君）

落札率を申し上げます。国分学校給食センター98.67%、宮内小学校97.69%、国分中央高等学校屋内運動場97.59%以上でございます。

○委員（新橋 実君）

調理器具のほうですけども、今回アイホーさんのほうが随意契約ということで取られているわけですがけれども、ここしかなかったということですか鹿児島県内に、だからここと随意契約をされたということですか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

業者の選定についてでございますけれども、興味を持たれている関連事業者様から広く御提案をいただけますように（仮称）霧島市立国分学校給食センターに伴うこの厨房機器システム一式購入につきましては、公募型のプロポーザルという形で募集をして、参加表明をされたところによるプレゼンテーションをしていただいて審査したところでございますけれども、参加表明されたのは2社でございました。

○委員（新橋 実君）

2社あったわけですね、それをプロポーザルという形でされて、そこでは金額の提示とかいうのはあったわけですか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

はい、プロポーザル方式でございますので流れといたしましては、まずは御提出いただいた提案書を一次審査ということで栄養教諭とですね、学校給食衛生管理基準等に熟知したもので審査をいたしまして2社とも基準に達しているということで、その2社によるプレゼンテーションによる審査、二次審査を行いますのでいうことを通知させていただき、それでまた選定委員のほうで、まず話を聞いてもちろん提案書の中には金額の提示もございましたけれども基本的にはプロポーザルと

というのが工事の設計を進めるのに、どうしてもこれだけ規模の大きな施設になりますとその設計業者さん単独で取り組むということで非常に難しいので、まずは厨房機器がどういったシステムでどういう配置でというものを決めまして、その配置に基づいて設計業者さんを決めて協力しあいながら厨房機器業者と設計業者が協力し合い、我々の意見を聞きながら最終的な設計というものを組んでまいりますので、今回このような形で決めてまいりまして、もちろん提案された額というのは上限になりますけれども、またそこから単独校が廃止される場所ですね、そこで使えるものであるとかまた一部動線の見直し等を行っていますので、最終的な額は提案額よりも若干、下回る額ということになっています。

○委員（新橋 実君）

この調理器具というのですね、聞くところによりますと非常にですね、毎日使うものですから壊れやすいとか後々大変だということで、実際使っている方言われるわけですが、やはり後々の保障というのが非常に大事だと思います。保障というか修理したりとか、その辺が大事でただ入れただけでは駄目なんですよね。その辺のアフターサービス、保証期間というのはどのような提案になっているか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

プロポーザルでございますので特に一次審査を行いました栄養教諭等につきましては、直面する課題でございますので、その辺の価格面だけではなくてその衛生管理基準に合致したということと併せて今おっしゃるようなメンテナンス、機器が不調があって停止するようなことがあれば給食も止めないといけないという事態もありますので迅速に対応していただけるというような審査項目もありましてそこも重点的に評価をして選定業者のほうに決定したという流れになるかと思っております。

○委員（新橋 実君）

実際の霧島市内でアイホー調理機を使っている学校、給食センターはどれくらいありますか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

はい、センターにつきましては基本的にはアイホー調理機のものかと思っております。単独調理場につきましては、建設当時は様々なところが入っていたりとか、いろいろな組み合わせで1社だけではなくてとありますけど、実質的にはそういったところもメンテナンスを行なっていたりしている。なかなかですねお声かけしても見ていただけないということもございまして、センターの面倒を見ていただいていることもあってアイホー調理機に単独調理場につきましてもですね、見ていただいているというのが実情になるかと思っております。

○委員（新橋 実君）

要望しておきますけど、アイホーさんについては、メンテナンス等もしっかりされると聞いております。今使われている調理器具等についても整備が悪いところもあるようなので、そういったところもまわってもらえるように要望しておきます。

○委員（宮内 博君）

今回、提案をされている中で私は、学校給食の関係で（仮称）国分学校給食センターと今、議論になっております厨房機器の関係で少しお尋ねしたいと思うのですが、従来の旧国分でやられていた自校方式の政策をこの大きく変更するということが提案されているものです。実際私どもの委員会では5月に群馬県の高崎市を視察してきました。高崎市は合併してからセンター方式から自校方式に年次計画で移行しているという取組をやっているところなんです。そういったところからすると全く違う方向に進めていこうということですね、本市の取組ということになるんですけど前回の全協の中で報告がされたことがあるんですけど上小川小学校、国分西小学校、天降川小学校、川原小学校、この小学校に配食をするもの約2,000食ですねここで作るということであつたんですけども、まずそここのところ確認をしておきます。

○学校給食課長（北井上真悟君）

全体的な流れで申しますと今おっしゃったところに木原小中学校もございまして、その6校

に対して今年の5月1日現在の数で申し上げますと1,800食ぐらいになろうかと思えます。また来年度は天降川小学校が増えてくればもうちょっと多くの配食数になってくるのかなというふうには思っているところでございます。

○委員（宮内 博君）

天降川小学校が加わると2,000食を超えるということになりますよね、今の話は1,800というのは以前計画を進めようという報告があったときに、そういうふうを受けておりましたので当然、天降川小学校が入ってというふうに思っていたんですけど、今の答弁では1,800食にさらに天降川小学校が加わるとおっしゃったのでそういうふうを確認をしているところです。

○学校給食課長（北井上真悟君）

申し訳ありません。再度申し上げます。新センターから配食いたしますのは天降川小学校、上小川小学校の現在、隼人センターから配食を行なっているところと国分西小学校ですね、それから川原小学校、木原小中学校という6校の合計で約1,800食ということでございます。訂正させていただきます。

○委員（宮内 博君）

厨房機器の購入もそれに合わせた数が消化できるようなものを準備するということになるのだろうと思うんですけど、やはりハード面だけではなくて学校給食そのものをどういうふうにしていくのかということですね一つ大きく問われるようなことになる施設整備だろうと思うんですけど、それで今地方創生ということが言われていて実際に地元の食材等をいかに活用して地域の就労の場を確保したりとかいうような取組につなげていくことが大事だということも議論をされているところであるわけですが実際に今回のセンター建設によって六つの学校から、天降川小学校は今はセンター方式で、隼人センターから運んでいるということがあるんですが上小川小学校は自校方式であったものを一時的にそうしているわけですけども、ここの中で実際にその、地元の食材を供給できるという最大限のこの可能な食数ことなどをどんなふうに検討したんだろうかなど、私が言いたいのは地産地消を進めるための取り組みと相まってですね、こういった事業というのを計画する必要があるだろうというふうに思えます。当然その子供たちに近いところで給食を作るということも大変大事なことだというふうに思うんですけど、その辺のような議論をしてきているのかということについて御説明をいただけませんか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

まず、地産地消という部分についてでございますけれども、隼人センター今現在4,500食ほど配食をいたしておりますけれども隼人センターでは皆様も御承知のとおり、いきいきランチクラブという地元の業者様との連携をいたしております、その業者様が育成されているもの、また、こういったものがほしいんだけどというようなことも提案等もさせていただいているところでございますけれども、基本的には例えば隼人センターで必要なものを全量納入してくださいというようなお願いしているわけではなく、当日の献立に、これだけいるんですがいかがでしょうかということその一部分しか納入できないというようなこともあるわけでございますが、そういった部分は納入いただける分だけ納入いただいて不足する部分というものを専門業者さんをお願いをしているという状況でございますので、栄養教諭とも正直申し上げまして時間は掛かりますが今一生懸命ですね地元の食材をなるべく使っていただくことでの取組をやっていただいておりますけれども、一番の課題というのが意欲のある業者様がいらっしゃったとしても、配送ですね、今いきいきランチクラブは直接センターに持ち込んでいただいているんですけども個別で持ち込んでいただくのがなかなかできないという業者様も多いのでその辺のマッチングといたしまして、今後どうやって給食施設まで納入できるものを届けるかということがこの地産地消というのを進めていく上では一番の課題なのかなというふうに現場としては考えているところでございます。ですので、そこについて強く今取り組んでいってないという状況もございまして栄養教諭に努力を進めていただきながら、また農政ほうと連携をしながらなるべく多く納入していただけるというような取組を

していきたいと思っております。それから単独校からのセンターの集約ですが皆様、御承知のとおり一旦は全体を一つにということところが今の形になっているわけでございますけれども、そちらにつきましても、ウェット方式からドライ方式への施設に造り替えるとなりますと、人員もそうなんですけれども部屋が区切られる形になりますので、最低でも1.5倍の面積は必要になるというふうに言われておまして実際設計等をしてみますとやはり多くの面積を有するということになりますので、その切り分けとしてどうしてもその学校敷地内に給食室がつくる面積が確保できないところというところで今回の6校を集約するという決定なりまして残りは8校になると思うんですけれども、維持していくという部分とまた改修が必要なところはそこが建設できるという形です。可能な限り進めていきたいというふうに思っておりますけれども給食施設、学校内になればいけませんのでその面積の確保というものが一番の課題なろうかというふうに思っております。

○委員（宮内 博君）

隼人の4,500食の経験があるからその半分以下です。食数のところだから実際できるという思いがあるんだろうというふうに思うんですけれども、今実際そのそれだけの大量の食材をですね届けることができる地元の農家にそれだけの力があるというところがいかほどあるのかということだろうと思うんです。自校方式というのは食数が少ないですから地域の農家の方たちでも対応できる部分がたくさんあるだろうと思うんですけど規模が大きくなればなるほど、その可能性が非常に難しくなるということはどう見ても分かる話だろうと思うんですけど、当然今自校方式でやっているところ、そしてそこにその納入されている業者さんたちの取り扱いをどうしていくのかということも大きな課題になってくるだろうと思うんですけれども、その辺はどのように議論しているのですか。

○教育部長（花堂 誠君）

地産地消という観点からいいますと私も農政にいた経験がございますので、やはり農家とそれから市場ですね、例えば農協であれば共販という形にしている作物もあります。その場合に一番大事なものは定時、決まった時間に定量、同じ量、定質、質が揃ったものというのが基本なんです。そういったものがやはり給食センターでも同じく求められています。子供たちに安全な食をおいしい質のいい食を提供するというのが使命でございますので、それがあります。そういったことを考えますとやはり言い方は悪いですが個別の農家さんで定時、定量、定質のものはなかなか難しいと思います。そういったこともありますので単独校であろうが給食センターであろうが地産地消については同じ課題もありますので、先ほど課長が答弁いたしましたように農政とも連携しながらですね検討していきたいと思っております。そういったことで地方創生もこの前一般質問でもございましたがそういった観点もございまして今後の給食提供の在り方ですね、そういった方式とかも含めまして地産地消も含めてですね、そういったものも含めてやはり今委員がお尋ねのことも併せて議論をしていきたいと考えております。それから人員の確保というのも非常に重要な課題でございますのでそこ辺を合わせまして安心安全な給食を提供し続けるということ使命に検討していきたいと思っております。

○委員（宮内 博君）

高崎市では小さな学校、人数のある学校と共同で調理場を持って調理をする親子方式というのを採用して取り組んでいるということもお聞きをしているんですけれども、それでも450食を超えるものについてはですね、そういう方式を取っていないということなんです。それで実際に地産地消で取り組んでいる野菜等の供給量というのは全体で使う野菜の50%を群馬県産と高崎市産で賄っているという取組も報告をされています。何よりもその安全であるということと同時に近くでその給食を作る姿が見ることができるということですね、そういう面で顔の見える、いわゆる食教育といえますか、そういうのもできるんだということで紹介をしていましたけれども、そういう面から考えると、今まで自校方式でやっていたところがセンター方式に移行していくということになりますと本当にどうなんだろうかというように考えるところです。今部長のほうからその自校方式でやっていたところの業者の人たちをセンターになったときに活用していくのかということについては

これから議論していきたいということですけど、やっぱり計画の段階から議論しておくべきものではないのかなと思うんですけど展望として、こういう方式をとったことによって、地産地消率をどう引き上げようというような計画を持っているのかお聴きをしたいと思います。

○教育部長（花堂 誠君）

今、御指摘いただきました市全体の学校給食の在り方についてですね、そういったことも含めまして早く議論をすべきだったと反省しております。しかしながら議会でも以前御議論いただきまして方向性としては単独処理場を維持していくということもございましたので、そういったことも併せて今議員から御指摘もあったようにまた具体的に地産地消の率をどうっていうことは具体的に出しておりません、そういったこともございますので地産地消としてどういった搬送生産から市場に出さないとか販という体制からはずれることとなりますので、そういったこともありますのでやはり農政のほうとも意見を聞きながらすべてのいろんな課題を合わせて検討する機会を作っていくかなければならないと思っております。

○委員（新橋 実君）

今回の国分中央高校屋内運動場は非常に大きな建物でありますけれども、鉄骨の三階建てなんですけど特異なところはこういったところになりますか。

○国分中央高校事務長（山下広行君）

現在の体育館と比べまして1階のほうに武道場、多目的室、トレーニング室がございます。現在のものにはない機能が備わったと、そして2階のほうはアリーナということで、通常全校朝礼に利用できるような施設になっております。

○委員（新橋 実君）

非常に大きい建物でありますけど、今後の利活用ですね、やっぱりこれだけの施設を造ればいろいろな形で利活用が見込まれるわけですが、その辺の利用についてはどのように考えているのか。中央高校だけの利用なのかその辺はそうですか。

○国分中央高校事務長（山下広行君）

学校の体育館の施設の利活用については、県立の高等学校でも体育施設の開放をしておりますので、当然中央高校の体育館も開放という形にはなると思っています。ただ、部活動が御存じのとおり盛んですので、どうしても施設の開放の制限をかけざるを得ないというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

せっかく、こういう施設ができるわけですから多くの方に利用してもらったりしてもらうのが一番だと思います。宮内小学校の増築の関係ですが改築もあるわけですね、改修するほうの建物ですね、これはいつ頃造られた建物になりますか。

○教育施設G長（末永明弘君）

今回改修を行う建物につきましては、昭和50年度に当初建設した建物になります。

○委員（新橋 実君）

実際、クロスの張り替えのみとか書いてありますが、これだけで本当に済むのかなと思うんですけども中身ははずして見たらどうだったとか、あそこはRCですかね。

○教育施設G長（末永明弘君）

RCです。鉄筋コンクリート造になります。それと昭和50年の建設になりますので耐震診断等は終了している建物なので、耐震補強をしたかどうかは分かりませんが完了している建物になります。今回の改修内容につきましては、この増築するほうに特別教室等を設ける関係上、特別教室を普通教室に変える改修工事と一緒に含まれております。

○委員（新橋 実君）

私が知りたいのは改修となると、これはクロスだけとなっているのですが実際クロスを剥すと中身がどうなっているのかとか、やってみなければ分からないという部分が出てくると思うわけですよ、だからその辺が例えば、コンクリートの面がひびが入っているとかしている場合のその辺の対応は

どのような形で今回の設計に活かされているのかその辺はどうなんですか。

○教育施設G長（末永明弘君）

今回、改修するに当たって躯体までは取り除かないところもあるので基本コンクリート躯体の補修等は今回の工事では見ておりません。内部改修の内装材等の撤去等を行いますのでその棟の新規新調、クロスについても改修するところについては全面張り替えというような形をとりますけど、躯体についての改修は今回は見ておりません。

○委員（新橋 実君）

みてなくてそういう事態が起こった場合ですね、開けたときに躯体に何かある可能性があるわけですよ、そういう場合は対応ができるのですかということです。その辺はどう対応していくのかということを確認したいのですけど。

○教育施設G長（末永明弘君）

構造上支障がある建物等がもし、剥ぎとってみて見えたときには業者と、今度管理設計も出すんですけども、協議してもっとも良い改修方法をその時期にもう一度協議をする必要はあろうかと思えます。

○委員（新橋 実君）

耐震は終わっているということですがそういったことも、しっかり考えながしないとやった後でまたやり替えるということがないように、技術者の方もいらっしゃるはずですのでしっかり対応していただいてですね、後々やり替えることがないように進めていただきたいと思いますのでお願いします。

○委員（今吉歳晴君）

総合評価方式についてお聴きしたいのですが、これはどこで評価をされているのですか。

○教育総務課長（本村成明君）

総合評価方式につきましては、先ほど申し上げました。最終的なものは議案書の中にございます、評価値が最高のものが落札者になるということでございますけれども、この評価値の元をたどりますと先ほど御説明いたしました、技術評価点数というのがございまして、企業の施工能力、配置予定者の技術者の能力、地域貢献度等が大元になっているというふうに御理解いただきたい。

○委員（今吉歳晴君）

その評価はどこでされるのか。

○教育総務課長（本村成明君）

霧島市でこの総合評価方式の要綱を内規で定めておりまして、それに基づく委員会がございますのでその委員会で行っております。

○委員（今吉歳晴君）

委員会は民間ですか、庁舎内の方ですか。

○教育総務課長（本村成明君）

はい、庁舎内でございます。

○委員（今吉歳晴君）

この評価は年1回あるいは年に何回か評価見直しをされるのか。

○教育総務課長（本村成明君）

見直しと申しますか、このもともとの内規自体が県の要綱に基づいておりますので現在のところはそれに沿って運用がされておまして、定期的に見直しがされているということは私どものほうでは把握をしておりません。

○委員（今吉歳晴君）

例えば、評価技術値、評価値ですかこれは入札をされるその時点では業者は自分の評価値をちゃんと把握されているのか。

○教育施設G長（末永明弘君）

評価値につきましては、JVを組んだ時点で企業の能力、職員の配置能力、地域貢献度等を積み上げていった形で最終的に何点という評価点数が出ましてその評価点数について金額と基本の点数と掛けたり、割ったりした形で最終的に出てきた数字がこの評価値という形になりますので、その評価値の一番高いところを落札業者としますという総合評価方式になっていますので自分の企業能力等は積み上げていけば、概ねの点数はそのJVとしての点数は把握できると思います。

○委員（今吉歳晴君）

厳正さ、あるいは私見、そういうものが入る余地というのはないものなのか。

○教育総務課長（本村成明君）

先ほどからお答えしておりますとおり、内規に基づいて運用をいたしておりますので私見等が入る余地はないものと理解しております。

○委員（今吉歳晴君）

予定価格以内、最低制限価格以上であってその中で最低の価格で応募したものがこれは落札業者ということにしたほうが一番私はこのほうが一番厳正な、誰が見ても適正な判定になるのではないかと思うんですが、そうではなくて評価値を取り入れられた主な要因というのは何ですか。

○教育総務課長（本村成明君）

はい、これは教育部だけではなくて霧島市全体の考え方としてこの総合評価方式、一定の金額以上のものについて現在運用されてるところでございますけれども、一般的にこの総合評価方式を採用するメリットとしまして言われておりますことが、過去の工事実績や経営状況、技術力等によって評価をし全体的な内容がすぐれている業者を落札業者として選定することができる、価格だけでの入札ではなく総合的に評価をするため談合防止にもなるということで、この総合評価方式の導入がなされているというふうに理解いたしております。

○委員（今吉歳晴君）

今後は、実績云々もでしょうが今後指名競争をする場合に指名に入ろうとすればやはりこういう評価値が重要視されてくる方向に進んでいくのでしょうか。

○教育総務課長（本村成明君）

本来でありますならば、工事契約検査課の範囲になろうかと思っておりますけれども、私どもが一部局としてお答えできますのは、やはり公正さが求められる入札業務になりますので案件によりましては総合評価方式というものが今後も続いていくものというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

確認なんですけれども、学校給食センターを見ると、2階建てになっているわけですが、2階部分が会議室等、非常に少ないスペースで吹き抜け部分も非常に多いわけです。2階にする必要というのは、吹き抜けとかいろいろあるわけですが、平屋にして、会議室とかそういった、トイレとか更衣室とかいろいろありますけれども、土地に余裕があれば、平屋ではだめだったのですか。無駄なスペースが非常に多いような気がするのですが、その辺はどうなんですか。

○教育総務課長（本村成明君）

給食センターの建設予定地につきましては、非常に敷地がいっぱいいっぱいございまして、なかなか、理想的には平屋だったんでしょうけれども、先ほど学校給食課長も答弁いたしましたとおりドライ方式を用いるということで区画された部屋等も必要で、最初の厨房機器のプロポーザルでも先ほどありましたに2社ともにこの平面計画も出されておりますけれども、それらを総合的に検討した結果、2階がやっぱり必要だということになったというふうに聞いております。

○委員（新橋 実君）

場所がそれだけのスペースがあれば平屋でも十分対応できたということで理解していいんですか。

○教育施設G長（末永明弘君）

敷地が広い奥行きの方、配置でいけば東西にかけての幅がもう少し広ければ、会議室と更衣室等を下に持ってこれるが、その分、今度は食育という観点から見学通路等を設けるということになれば

平屋になるとその周りに通路を設けるというような形も取らざるを得なくなるので、平屋にすればかなりの建築面積が必要になるというのも一つあります。で今回の場合は、見学通路もあくまでも階段から上がった、すぐ手前と会議室を併用させてもらって見学をできるという形をとって2階については極力床面積を増やさないようにというような計画もなされた形で今回提案させていただいております。

○委員（新橋 実君）

見学通路をいわれましたけれども、例えば隼人の給食センターもあります。給食センターの見学通路というのは、その学校の子供も達が見に来るのか、外のところからもいろんな視察もあるかもわかりませんが、どれぐらいの視察があるのかその辺はどうなんですか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

今現在、私隼人センターのほうに勤務しておりますけれども、まず子供たちの社会科見学であったりとか遠足のコースで低学年のお子さんを中心ですけどお見えになったりとか、PTA関係の方であったりとか、後は近隣自治体の方、近隣のまた学校関係者の方といった方がお見えになられます。やはり先ほど子供たちが調理する場を見る機会は、なかなかないわけでございますので、子供たちがその見学通路から見学をしますと驚きの声とか、調理員さんたちの大変さとか、残食を無くさないといけないんだなというのを学んで帰っていただいているのかなというのを強く思うところでございます。そして、隼人センターにあるので今度できるセンターについては、食育施設はどうだろうかという議論もあったんですけども、やはり隼人センター、距離がございまして、なかなか隼人から配食をしているお子さんであったりとか遠足で来るにしても来れる条件というものがあり、送迎をしなければいけなかったりとかあるものですから、であれば国分の中心地に2,000食規模ということであれば、今後子供たちの食育であるとか子供たちだけでなく保護者の方々への食育といいますか、早寝早起き朝ごはんというところに興味というものも持っていただけるんじゃないかなということで、限られた予算もございまして、やはり見学コースというのは給食センターとしては重要な施設の一つになるのではないかなというような議論があつてこのような形をとらせていただきました。

○委員（新橋 実君）

私たちは、旧国分時代だったものですから自校方式であったものですから、そういう見学とかは行ったことはないのですが、例えば見学をされるのは自校方式でないところの子供達が行くということ理解していいんですか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

今、衛生管理基準が非常に厳しいわけでございますので、単独校の子供たちであったとしても自分たちが受けとる場所、配膳されているところから中をのぞくとかガラス窓から、外から見える範囲という中で、中の様子というのはなかなか見れなくなっております。ですので、当然、配食するところだけではなくて国分の中心地でございますので、いろんな学校の子供たちに見てもらって給食を作る現場というものはこういうものなのだなというのを学んでいただける場になればいいなというふうに思っております。

○委員（新橋 実君）

この吹き抜けの、この周りのこれはガラス張りか何かになっているということですか。2階は吹き抜けになって、これではぜんぜんわからないのですが、この吹き抜けの周りは普通は手すりかなんかなんでしょうけれども、衛生面やいろいろ考えればどういふふうな構造になっているのか、そこを確認します。

○教育施設G長（末永明弘君）

見学ができるのはあくまでもこの見学通路から吹き抜けを見る部分、会議室から吹き抜けを見る部分の2箇所になっております。ほかは見学通路としての通路1周は回しておりませんので、実際見学ができるのはこの2箇所からなるかと思っております。階段から上がった前の見学通路というところ

ろから吹き抜けという方に向かってみる部分と、会議室というところから上の吹き抜けというところはガラス張りになっていますので見えるという部分と、後、洗浄室部分については、会議室の図面から言えば左側の吹き抜けと書いてあるこの部分が一部、みれるというような形で、全体的に見れるというわけではないんですけどもあくまでもこういう形で作業はされているよというのが見学できるスペースだけは設けているという形になります。

○委員（新橋 実君）

この吹き抜け部分は、後の吹き抜け部分の周りの形はどういうふうな形になっていますか。例えばごみその下に落ちる可能性もあるわけですね。後はフロアになっているわけですね。これは人が立ち入ることができるわけですね。そういったところの衛生面とかその辺はどういうふうな形になっているのか。壁で仕切られているのだったらあれでしょうけれども、上からのことも考えればちよつと。

○教育施設G長（末永明弘君）

吹き抜け以外の部分につきましては、1階の天井になりますので上がっているわけではなくて1階部分の天井がちょっとあるような形になっております。2階の天井部分まで吹き抜け部分については上がっているような形になります。

○委員（新橋 実君）

結局、床は見学通路と会議室で終わりということですか。後は天井ですね。

○教育施設G長（末永明弘君）

吹き抜け部分以外については1階の天井になります。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時48分」

「再開 午前11時50分」

△ 自由討議

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案6件の自由討議に入りますが、本日の会次第順に進めますので、意見があれば御発言ください。まず、議案第56号、霧島市議会議員及び霧島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議論の中でも申し上げてきたところでですけども、3年前の市議会議員選挙の時、それまでの2回の市議会議員選挙では利用することができた箱バン方式の貨物自動車、軽自動車ですけども、それが3年前から利用できなくなったということがありました。本条例の改定は、その利用できる自動車についての使用料と燃料代ということで法律の改定によって引き上げをするものでありましたが、議論の中でも事務局長から回答がありましたように、九州各県の事務局長会議等でも利用できる車についてかなり煩雑になっていると、複雑になっているということで早期の見直しを国に求めているということでありましたけれども、法律自体の制約の中でこういう方式をとらざるを得ないという部分はありますけれども、もう少し安全面が当然確保できるということが最重要ではありますけれど、利用の規定を検討していくことが必要だと私は思いますし、そのことをもう少し選挙管理委員会としても働きかけを強めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案57号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案59号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第60号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第61号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第62号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案6件の自由討議を終わります。

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時58分」

「再開 午前11時59分」

△ 議案第56号 霧島市議会議員及び霧島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。まず、議案第56号、霧島市議会議員及び霧島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第56号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第56号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第57号 霧島市公民館運営審議会に関する条例の一部改正について

次に、議案第57号、霧島市公民館運営審議会に関する条例の一部を改正する条例についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第57号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第57号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第59号 請負契約の締結について（H28 国分中央高等学校屋内運動場建築工事）

次に、議案第59号、請負契約の締結について（H28 国分中央高等学校屋内運動場建築工事）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第59号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第59号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第60号 請負契約の締結について（H28 宮内小学校校舎増築ほか建築工事）

次に、議案第60号、請負契約の締結について（H28 宮内小学校校舎増築ほか建築工事）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第60号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第60号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第61号 請負契約の締結について（H28 国分学校給食センター建設建築工事）

次に、議案第61号、請負契約の締結について（H28 国分学校給食センター建設建築工事）の討論

に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第61号の請負契約の締結は、国分学校給食センターの建築工事に関わる契約案件であります。議案第62号の財産の取得とも当然関連をするわけでありますけれども、本議案は旧国分市で政策的にこれまで実施されてきました自校方式による学校給食の在り方を大きく変える請負契約案件になっているという点であります。議論の中でも明らかになりましたように、今回建設される（仮称）国分学校給食センターは、上小川小学校、国分西小学校、天降川小学校、川原小学校、木原小・中学校の学校給食をこの国分学校給食センターで約1,800食作るための学校給食センターを建設しようというものであります。私ども総務文教常任委員会は、本年5月に群馬県高崎市の学校給食について研修をしたところであります。高崎市では、平成17年の合併からこの間、14校の小・中学校をセンター方式から自校方式に切り替えて学校給食が提供できるような政策的な取組を進めているところです。これらの自校方式を重視した取組によって、高崎市内の小・中学校で活用される地場産の野菜類、根菜類の自給率は高崎産で28.5%、群馬県産で19.6%、約50%の食材が地元で生産されたもので活用されているという報告も受けたところであります。今回、2,000食近い学校給食をここで作るということになるわけでありますけれども、実際に地産地消の取組が大きく後退をしかねない、そういうものにつながるものだと指摘をしなければなりません。センター方式から自校方式に切り替えていくこういう取組が私は霧島市でも求められていると思いますし、今回の契約はこれらの取組から逆行すると。これまで、私ども市議団は、一般質問の中でこの問題点を指摘した経過もありますけれどもそのような問題点をもつ請負契約であるということをも指摘して本案に対する討論したいと思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかに、賛成者の側の討論はありませんか。

○委員（平原志保君）

賛成の方で討論いたします。私もできたら自校方式が給食を作るうえでは一番理想だとは思いますが、のですが、今回、隼人給食センターが4,500食ということで、いっぱいいっぱいの状況になっております。これを一刻でも早く解消し、ドライ方式にしたシステムにしないことには給食の質の衛生面、安全とかというものが保たれなくなっているということです。ここから何年かかるかわかりませんが、まずは、選択としては自校方式を幾つか解消していくというよりは、一回センターにし、そしてドライ方式にやった上で、何十年後かになるかも知れませんが、またそのときに自校方式など取り入れられるようなものになっていけばいいんじゃないかと理想的に思っていますけれども。そういうわけで今回は一刻も早い安全な施設を作るという上で賛成いたします。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですのでこれで討論を終わります。採決します。議案第61号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者5名、起立多数と認めます。したがって、議案第61号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第62号 財産の取得について

次に、議案第62号財産の取得についての討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第62号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」の声あり]

ただいま、御異議がございましたので、起立により採決を致します。議案第62号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者5名、起立多数と認めます。したがって、議案第62号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

議案処理が終わりましたけれども、委員長報告に何か付け加える点はございませんか。

○委員（宮内博君）

学校給食の関係で、今採択されたわけですけれども、部長からの答弁がありましたように、これまで自校方式で取り組んでいるところの学校給食について今回センター方式にしていくということになると、実際そこに納めていた業者の人たちを保護するための取組をどういうふうにしていくのかということで申し上げましたけれども、まだそのこと自体が検討されていないということが明らかになったところです。当然、配食数も1,800食ということでありますけれども、可能な限り地元の農産物が供給できるような形で、当然、これまで自校方式で行っていたところに納入をされていた地元の農家の方たち等についてそれらのことが継続して納入できるような形で進めてもらいたいということはぜひ加えていただきたいと思います。

○委員長（前島広紀君）

それでは、ただいまの御意見を盛り込むことといたしまして、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

○委員長（前島広紀君）

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。これで付託された案件の審査を終了いたします。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（前島広紀君）

次に、閉会中の所管事務調査について協議します。具体的な調査項目の御意見はありませんか。

○委員（宮内博君）

産業建設委員会では、明日、委員会調査で豪雨災害の調査をすると聞いているんですけど、災害対策ということになると当然、安心安全課のほうで担っている部分、そういうものも当委員会の仕

事になってくるということでもありますので、今回、23年ぶりの豪雨災害を受けた直後でありますから、閉会中時間があれば、当委員会としても水害が発生した地域の問題点、そして、安心安全課として取り組むことができるための対策等、調査ができないのかというふうに思っているところでありまして、皆さんの賛同をいただければ調査項目に入れていただければ有り難いと思います。

○委員長（前島広紀君）

災害対策ということですが、調査項目として掲げてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

○委員長（前島広紀君）

どういう形で調査していくかというのは検討していきたいと思えます。ほかにありませんか。

○委員（宮内博君）

災害対策ということ言えば、今ありましたようにメガソーラーの建設の問題があります。永水の災害を経て、どういうふうにして大規模開発に災害対応をしていくことが必要なのかということで見ますと、旧ガーデンシティ用地のところの現場近くまで足を運んだんですけれども、40メートルくらいの山を削って平地にするということなんですよね。永水も同じような形で整備をしてあられだけの土砂がえぐられるような災害を受けているということなどもあります。今回、集落も非常に近いところにありますので、そういう面では議論をする必要があると思えます。

○委員長（前島広紀君）

それも盛り込むということによろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（前島広紀君）

そのようにさせていただきます。

△ その他

○委員長（前島広紀君）

次に、委員会全般に係るその他として、委員の皆様から何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（前島広紀君）

なければ私のほうから1件取り上げたいことがあるんですけども。8月17日に開かれた議員と語ろかひの取りまとめをしないといけません。

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 0時10分」

「再 開 午後 0時12分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議員と語ろかひの精査、報告に関しましては、閉会しましてからまとめたものをお配りしまして見ていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

○委員長（前島広紀君）

以上で本日の総務文教常任会を閉会いたします。

「散 会 午後 0時13分」

以上，本委員会の概要と相違ないことを認め，ここに署名する。

委員長